

令和 6 年度住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）及び住民税非課税世帯等（こども加算）臨時特別給付金のご案内

本給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担を軽減し、生活を支援するための給付金です。

給付金の支給額	支給対象世帯
・ 住民税非課税世帯等給付金 1 世帯あたり 3 万円 ・ こども加算 対象児童 1 人 2 万円	令和6年12月13日（基準日）時点において、東かがわ市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和 6 年度分の住民税所得割が非課税である世帯 同一世帯員である18歳以下の児童（平成18年4月2日以降の出生児童） ※基準日翌日以降に出生した新生児または同一世帯外で生活する生計同一児童については別途申請が必要です。 <u>申請書提出期限 令和7年7月31日</u>

給付金支給の手続き

- 給付金の対象と思われる世帯へ「支給のお知らせ」を送付します。
 - 下記支給要件を満たす世帯であり、通知書記載の振込先口座等に変更がなければ、
手続きは必要ありません。
- 【支給要件】
- ①世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告であるものはいないこと
 - ②同様の趣旨の給付金等をすでに他自治体で受給していないこと

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東かがわ市役所市民部福祉課臨時特別給付金担当

 0879-26-1228

受付時間 8：30～17：15（土曜日・日曜日・祝日）除く）